

- 松島和久委員長 皆様、お疲れさまです。  
ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。  
それでは、これより議案の審査を行います。  
本委員会に付託されました案件は、総務部所管が9件、病院が3件、全部で12件であります。  
審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、総務部、市立総合病院の順で審査したいと思いますが、これに御異議はございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 松島和久委員長 御異議なしと認めます。  
よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。  
最初に総務部所管の議案の審査を行います。  
初めに、議第63号「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。  
議案書は3ページです。  
それでは、質疑、意見のある委員は発言をお願いいたします。
- 深田ゆり子委員 3ページ、4ページ、第3条、4条、5条に関わると思うんですけども、昨日も杉田議員が質疑をしまして、オンライン結合というのは、自治体間では既にやっているということによろしいでしょうか。
- 池谷功武総務課長 自治体間では既に行っているものと認識しております。  
以上でございます。  
自治体ではです。すみません。
- 深田ゆり子委員 自治体の中ではということですね。
- 池谷功武総務課長 中ではということです。
- 深田ゆり子委員 ということは、それはやっているけれども、ほかの自治体とのオンライン結合というのはやっていますか。
- 池谷功武総務課長 それは、オンライン結合のほうの定義には当たらないため、ほかの自治体とはやっていないです。
- 深田ゆり子委員 分かりました。  
そうすると、例えば生活保護をほかのまちでやっていて、その人の個人情報というのは、焼津市には入ってこないという、こういうことによろしいですね。  
それではもう一つ、オープンデータ化は考えていないということですが、このオープンデータ化というのは、今度は民間との、市民の情報を民間に提供する。加工して情報提供することなんですけど、それをやるには、新たに条例をつくらなければいけないということによろしいですか。
- 池谷功武総務課長 匿名加工情報のことをおっしゃっているかと思いますが、新たに条例で定めなければそれはできないということになります。  
以上でございます。

○増田浩之総務部長 補足させていただきます。

昨日、杉田議員の質疑にもお答えしましたが、匿名加工情報につきましては、個人情報保護法、こちらの法律のほうで手続等、全て定められております。こういった中で、自治体の条例の中で匿名加工情報についての規定を設けることはございません。ただし、昨日も申し上げましたように、その加工情報を民間の方が利用するというのが趣旨だものですから、こういうふうに市が加工する手間賃、手数料は、その加工業者から徴収するということは、市の条例で手数料を定めるということになりますので、その部分に関しては条例で定めませんが、それ以外の匿名加工情報については、法律の規定に基づきやっていくということでございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 今回の中には、手数料のところはないですね。焼津市はDXを推進して、それで、民間の加工業者さんを、販売を増やしていくために、こういう情報の拡大というのがこれまでも言われてきたと思うんですけども、この条例を今後改正して、市のほうが協力していくという方向になるのか、それとも当面はそのことはまだここを変えていくばかりだから、そこは考えていないよということなのか、その辺の御答弁を。

○増田浩之総務部長 今回の個人情報保護法の改正の趣旨が、こういったオープンデータ化をして、民間の方に利用をしていただいて、経済の発展とか、そういったいろんな分野、経済だけじゃなく、防災とか医療とか福祉とか、いろいろございますけど、そういったところに資するということが、今回、匿名加工情報、法律に基づいた規定でございまして、本市としても、そういった方向で考えておりますけど、ただし、今、匿名加工情報をするに当たっては、業者さんから提案していただいて、こういったものに使いたいというような提案をしていただいて、それを市のほうで適当かどうか審査しなければならないと。その審査の基準と、あと、どこの部分まで加工していくか。要するに、単純に個人情報だけを復元できないようにするというところだけじゃなく、どこの辺まで、例えば年齢55というのを50代にするとか、その辺の部分の加工のレベル、こういったものを今、国のほうでもやっておりますけど、非常に参考事例が少ないということでございますので、市としましては、まず、そういった各自治体、県とか、政令市は今回、義務づけになっておりますけど、この匿名加工情報。一般市は任意でございまして。こういった中で、まず、本市としては、そういった国とか県とか政令市のやり方を研究して、しかるべきときに導入していくということで、今回は設けていないということでございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 了解しました。

○松島和久委員長 ほかに御意見、質疑、ありますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第63号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第63号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号「焼津市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。

議案書は7ページになります。

それでは、議第64号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

○岡田光正委員 まず、法の制定についてはありがたいことだということなのですが、我々も正直、ここの委員会でこの内容について勉強させていただいて、それがなかったら全く分からない状況。市民に対して、これを知らしめすというところが一番重要なかなというふうに感じます。ですから、この辺の詳細について、皆さんに理解していただけるように、これから努力していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○深田ゆり子委員 これまでの条例との違いというのを少し説明をお願いします。審査会の。

○中島健太総務課法規文書担当係長 皆さん、議案概要はお手元にございますでしょうか。議案概要の3ページを。なければ口頭で説明させていただきます。

この審査会の役割の変化という点についての御質疑かと思しますので、お答えいたします。

議案概要3ページになりますけれども、1の(1)と(2)に書いてございまして、保護審査会、情報公開制度と個人情報保護制度について所管をしております。その中で、まず、行政不服審査法に基づきます審査請求等の不服の審査、この役割を与えられています。これは両制度共通でございます。

それから、それにプラスアルファで、両制度の全般について意見を具申すると。制度の運営、つまり市の機関における情報公開制度の手続ですとか、個人情報保護の手続、あるいは取扱いについて、全般について意見を申し立てることができるということは、これまでの審査会の役割でございました。

ところが、今回の個人情報保護法の改正に伴いまして、全国共通のルール設定ということになりますので、これは、ある意味、審査会の権限としては個人情報保護制度全般について意見を具申するということができなくなったということが役割の変化でございます。これは、個人情報保護委員会が法を所管し、解釈意味を一元的に把握するという建前で法がつくられておりますので、その意味で、制度全般について、審査会が意見を具申するということではできなくなったと。僅かながらですけれども、個人情報保護委員会が法の中で認めております審査会の所管の権限、細目的な事項と取扱いが具体的なことでございますけれども、限っては審査会で諮ってもいいということございまして、それが審査会と、先ほど御審議いただきました個人情報保護法に関する法律施行条例の第9条で書かれている項目、この項目に限って、審査会は個人情報保護制度について意見を具申できるということで、審査会の権限が個人情報保護制度において縮小した。これに伴って、本件の条例の改正をお願いしているということでございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 全般でなくて、個々の縮小して、この9条の中で、具体的に何か例としてありますか。こういう場合はできないとか。

○中島健太総務課法規文書担当係長 今後の審査会の個人情報保護制度に関する諮問機関としての役割でございますけど、議案書4ページ、第9条を御覧いただきますと、具体的に4号掲げておりますけれども、まず1点目としまして、この条例の改正について、アドバイスをすることができるということが1点あります。

あと、2号、3号以下は、個人情報の取扱いにおける、例えば安全管理措置、そういったものについて、情報セキュリティの見地から、専門家、弁護士さんですとか法律家が市に対してアドバイスをするといったことが、2号ですとか3号の内容になります。今、想定している内容としては、このようなものが考えられます。

以上です。

○増田浩之総務部長 簡単に言いますと、今の現行条例だと、例えば、先ほど話題に出ましたオンライン結合、こういったものを個人情報として提供していかどうかというところを審査会に一々諮らなければならなかったと。それが、そういったことをやっていると、自治体それぞればらばらな解釈になっちゃうものですから、今回の、先ほど申し上げた個人情報保護法で、国のほうでそれは一元的に解釈しましょうと。なので、ちょっと言い方はきついですけど、各自治体で持っている審査会の権限はないよと。そこら辺の解釈は全部国でやりますからということで、平たく言うとそういうことになります。

○深田ゆり子委員 分かりました。了解です。

○松島和久委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 質疑、意見を打ち切らせていただきます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第64号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第64号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に議第65号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は11ページです。

それでは、議第65号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は発言をお願いいたします。

○内田修司委員 この条例につきましては、いわゆる定年延長に伴ってということだと思います。民間のほうもそういったことをやっていて、いわゆる役職定年制というのを、定年年齢になった時点で役職から外れて、そこから外れるということになるかと思うんですけど、規定上はそういったことで、そういった制度があるんだよということで、例

例えば部長職と課長職の方が定年になった時点で役職定年ということで、そこから外れるというところが、規定上はそうなっていると思うんですけど、なかなか双方が、本人と周りがそこら辺をうまく運用できる場合とできない場合とあるんじゃないかなと思うんですけど、基本的には、旧定年の年齢になったら役職定年ということで役職から外れますよ。基本はそうで、そうならないケースは今回はないということでもいいんですね。皆さん、一律にそういうふうになるということによろしいんですか。

○久保山晋一人事課長 お答えいたします。

基本的には、全職員、役職定年というところで役から下りていただくというのが基本でございます。ただし、例外措置というのがございまして、そういったものにつきましては、条文化しているところでございます。

以上です。

○松島和久委員長 ほかにございますか。

○石原孝之委員 それに関してなんですが、定年を増やすことによって、どういった課題が見えてくるかなというところが、想定する話も教えてもらっていいですか。課題はないですか、定年が延びることで。

○久保山晋一人事課長 定年延長になりますと、今まで60歳で定年という形で退職されていた方々が引き続き勤務することになりますので、職員数が一定期間増えるといった課題は生じるというふうを考えております。

以上です。

○増田浩之総務部長 ただいまの補足ですけど、先ほど内田委員がおっしゃったように、役職を下りて、その方の意識と、あと、今度は現場のほうに行く方もいらっしゃいますので、その現場にいる職員の意識、こういったのもしっかき役職定年ということをしっかき理解した上で、スムーズな業務ということも課題としてありますので、その辺はしっかきやっていきたいということで考えております。

以上です。

○岡田光正委員 今おっしゃられたこと、確かにそのとおりだと思うんですね。これ、民間の、例えば私の例で申し上げますと、私のときは55歳定年でした。某銀行ですけど、ここはその時点で役職が取れます。私の場合には50歳で一応取れて、そして、別へという形で、このときは給料は変わらないですね。55歳で完全に役職定年という形で外れまして、仕事は当然変えます。変えますというのは、いわゆる部署を変えます。そういう形で60までというお約束でそこへ残ったという形でした。そして、60歳で新たな会社に行ったり、いろんな形ということはありません。その場合、それを決めたときに、同じような問題がありました。当然、今まで偉い人が別の仕事をして、場合によったら命令しなきゃならないこともあるかもしれません。この辺がうまくいくまでの間というのは非常に難しいと思いますので、その辺を十分に考えた上で、これは制定をお願いしたいということと、それから、むしろ新たに入ってくる人たち、この数を、今、問題があるということで、一時的に増えてきますけれども、ここの部分を確実にしていかないと、将来、穴が空いた部分が出ちゃうと困るものですから、ここのところだけをお願いしたいなと私は思います。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 現在も退職された方が再任用で勤めておりますよね。役職はないんですけれども、例えば部長さんの席の横の席だったりとか、何となく役職の立場かなという、参与とか、なっておりますけど、現在の方たちはどういうふうな立場になりますか。

○久保山晋一人事課長 深田委員にお答えします。

現在の再任用の方々というのは、引き続き暫定再任用という形で、現状の処遇のまま65歳まで制度が維持されるというふうな運用になっていきます。

以上です。

○池谷和正委員 ほかの委員の皆さんと同じ意見なんですけど、どの教育の現場でも聞いていると、もともとキャリアのある皆さんが退職された後、若手の指導というのは、これからの時代は欲しいよというのは聞くんですけど、得意、不得意とか、今までいた、特に所属している部局以外のところにも配属をされていくのかとか、そういった細かいというのは、これから段階を追って調整しながらということでもいいのかどうかというのが1点、まず。

○久保山晋一人事課長 池谷委員にお答えします。

配置に当たりましては、職員の今までの経験ですとか、職場の環境、そういったものを十分に考慮した上で、その者の知識と経験が活かせる部署に配属を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○池谷和正委員 ぜひとも、要望みなくなっちゃうんですけど、議会と当局の皆さんで、現役で最前線で職務されている皆さんと、もしできれば、そうやって御勇退されたベテランの皆さんと、議会の、いわゆるつぼを知っている皆さんが、今度は、例えば今やっている政策提言とか、議会側からのいろんなそういう絡みの部分で、人的な交流の部分で、そういったベテランの皆さんと、できれば間に入ってもらえれば、もう少し議会で論点整理と議論が進むんじゃないかなと思いますので、その辺だけ、すみません、またポイントとしてお願いしたいと思います。

○松島和久委員長 よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第65号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第65号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第66号「焼津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は31ページと参考資料は43ページになります。

それでは、議第66号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

○岡田光正委員 本件につきましては、要はそのときの給与の査定だとか、そういった問題であるとは思いますが、これについて、現状とほとんど内容的には変わっていないですね。これを特に定める中で留意して出したものというのは、根本的にどこに強調をしたいのか、そこだけ教えていただけますか。

○久保山晋一人事課長 今回の改正でございますが、今まで降給という形で表現しておったものを降格、または降号、そういった種類を定義するということをはっきりさせたものですから、条例の改正を上程させていただいたところでございます。

以上です。

○岡田光正委員 了解です。

○深田ゆり子委員 第2条の見出しの「理由」を「事由」に改めるということと、第7条の「降給」を「降号」に改めるという、この改正する意味、どのように違うのでしょうか、御説明を。

○久保山晋一人事課長 まず、第2条の「理由」を「事由」に改めるというものにつきましては、本来、事由という表現のほうが正しかったものですから、そちらのほうに訂正をすると、修正をするというものでございます。

あと、もう一つの降給と降号の違いですけれども、降給というのは、大きな給料の中で考えますと、お給料を下げるというところの部分の大きなものでございますけれども、降号というのは、号を各職員に支給しておりますお給料があるんですけれども、金額を示す、あなたのお給料は何号ですというのがあるんですけれども、そちらを下げると、そちらのことを示すというところで、今回、このような改正をお願いしているところでございます。はっきりさせるためにということでございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 了解。

○松島和久委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第66号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第66号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に議第67号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書の33ページです。参考資料が47ページになります。

それでは、議第67号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 議第67号の議員の関係ですよね。それで、議長と副議長と議員と、それぞれ幾ら。議長は3万5,000円、議員が2万9,000円というのはちょっと、お聞きしたんですけれども、それはそういうふうに期末手当が年間で増えるということによろしいですか。副議長は。

○久保山晋一人事課長 深田委員にお答えします。

先日も議案質疑のほうで、議長については3万5,526円ということでお答えをさせていただきました。副議長につきましては3万906円、委員長につきましては2万9,486円で、その他委員の方々につきましては2万9,130円という年額の差額になります。

以上です。

○深田ゆり子委員 委員長も少し上がっていますけれども、そうすると、副委員長というのはどうなんですか。変わらないんですか、ほかの委員と。

○久保山晋一人事課長 副委員長については、特に定義は。

○深田ゆり子委員 ないんですね。

○久保山晋一人事課長 はい。

以上です。

○深田ゆり子委員 そうすると、全部で幾らになります。ちょっと細かいのが計算できない。後でいいですけど。

○松島和久委員長 計算するだけで時間がたっちゃうものですから、合計で。

○深田ゆり子委員 今のは計算するのは早いんじゃないかなと思う、事務職だから。既に分かっていることだよ、提案しているんだから。

○久保山晋一人事課長 21人分ということによろしかったですか。

○松島和久委員長 また後ほど。また御確認の上、お願いいたします。ごめんなさい。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 それでは、ほかにはないので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子委員 合計金額をお聞きしたかったんですけど、大体62万円ぐらいだと思うんですが、やっぱり台風があつて、市民の方からいろいろ、見舞金が少ない、もっと上げてほしいとか、河川の側溝とか水路とかも整備をしてほしいとか、いろいろこういう声があるときに議員のほうの期末手当を上げるということは、やはりいかなものかということで、反対させていただきます。

○松島和久委員長 それでは、これより採決いたします。

議第67号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手多数であります。よって、議第67号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号「焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は34ページ、参考資料は49ページです。

それでは、議第68号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 確認させていただきます。

特別職の対象は、市長、副市長、教育長で、副市長は2人分ということで、市長が10万円、副市長が8万円掛ける2、教育長が7万5,000円掛ける2ということでよろしいですか。

○久保山晋一人事課長 特別職の期末手当の金額ですけれども、市長につきましては10万1,660円、副市長につきましては8万1,420円、教育長につきましては7万5,095円でございます。トータルでおよそ34万円になります。

○深田ゆり子委員 分かりました。

○松島和久委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子委員 先ほどと同じように、特別職を今上げるというのは、ただ、人事院勧告に従って上げるというのも、やはり市民の生活を考えて上げるべきではないということで、反対いたします。

○松島和久委員長 これより採決いたします。

議第68号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手多数であります。よって、議第68号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に議第69号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は35ページ、参考資料は51ページです。

それでは、議第69号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 これは、市職員の給与に対する期末手当、これの給与改定ですけど、平均して幾らの金額が上がるんですか。再任用以外ですかね。

○久保山晋一人事課長 深田委員にお答えします。

今回の人勧につきましては、期末手当ではなくて、勤勉手当のほうになります。職員1人当たりの平均の額でございますが、およそ3万6,900円の増額という形になります。以上です。

○深田ゆり子委員 対象が再任用職員以外の職員ということで、一般職員だけだということですよ、この表を見ると。

それで、もう一つ、任用職員は対象にはならないんですか。

○久保山晋一人事課長 まず、再任用職員につきましては、対象となっております。

○深田ゆり子委員 なっているの。再任用職員以外の職員と書いてある。

○久保山晋一人事課長 給料表につきましては、今回の人勧ですけれども、勤勉手当のほうの増額と、あと、給料表の改定もございまして、そちらの給料表の改定につきましては、再任用の適用はしないというところでございます。

深田委員がおっしゃられた任用職員というのは、会計年度任用職員のことによろしかったでしょうか。会計年度任用職員につきましては、一会計年度内の短い期間の任用ということで、年度当初に勤務条件を提示して契約をしております。ですので、途中の変更はなじまない職種であるというふうに考えておりますので、年度途中での処遇の見直しは行わないというところで運用しているところでございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。

○松島和久委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 それでは、特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第69号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第69号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号「焼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は47ページ、参考資料は66ページです。

それでは、議第70号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○岡田光正委員 1点、第2条と第5条のあれなんですけれども、勤務日数、基本的に民間企業と、退職金には勤務年数という格好になるんですけど、この勤務日数は、どういう観点からの日数になっているのか。この日数が勤務年数にどう反映していくのか、この点、教えてもらえますか。それこそ今までもあったんだろうけれども、初めて日数という言葉が出たものですので。

○伊東拓哉人事課人事育成担当係長 2条の日数の関係ですけれども、この日数につきましては、退職手当条例は、常勤職員、私たちと同じような働き方をする職員を原則対象としている中で、非常勤職員について、いろんな働き方がございますので、その辺で日数については18日というところで、月の日数を定めているところでございます。

以上です。

○岡田光正委員 了解です。よく分かりました。

○松島和久委員長 ほかに第70号に対する質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第70号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第70号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

議案書は53ページ、参考資料は82ページです。

それでは、質疑、意見のある委員は発言を願います。

○岡田光正委員 これは土地だけですね。建物は自治会のですか。

○大石一宏管財課長 当該地につきましては、土地のみとなっております。

以上です。

○岡田光正委員 この土地ですが、現在、焼津市の所有になっていたんですね。これは、坪単価は幾らで今評価されている場所ですか。分かりますか。

○大石一宏管財課長 申し訳ございません。ここの土地の評価について、現在、持ち合わせがありませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○岡田光正委員 無償譲渡については、特にとやかく言うわけじゃないんですけど、いわゆる市の財産の管理といいますか、そういったものと、それから、各自治会がこれからまだまだこういった場所があると思うものですから、今後、逆に買いたいよとか、借りたいよとかいうような場所も出てくるような感じがしますので、その辺、ひとつよろしくお願いいたします。

○須崎 章副委員長 この案件については、平成5年に地元から寄附されたという案件ですね。そして、認可地縁団体になったということで、払下げが起きたということなんですけど、この無償譲渡に関する条件というのは何かあるんでしょうか。

○大石一宏管財課長 無償譲渡と有償譲渡の違いといいますと、簡単にいいますと、今回のように、そもそもこの地区の土地を個人が有していなかったために市に寄附して、地縁団体の認可を受けたことによって戻していただくと。そこで、市の法的資金が投入されていない、あくまでも地元から寄附を受けて、地元にお返しする場合につきましては、無償譲渡という考えがあります。それ以外のものにつきましては、その土地を市が取得するに当たって、公的資金等が投入されている場合につきましては、無償というわけにはいきませんので、有償譲渡というような考えであります。

以上であります。

○須崎 章副委員長 分かりました。

○内田修司委員 もともとここは公会堂として使用されているんですよね。以前、市に土地を寄附して、今回、無償譲渡で認可地縁団体の所有になるということは、今後は固定資産税とかが発生するんでしょうか。

○大石一宏管財課長 この土地が公的な事業に寄与するという場合は、減免申請を提出いただくことによって、減免というような形になるかと思えます。

以上であります。

○内田修司委員 了解。

○深田ゆり子委員 ここの減免申請すれば固定資産税は払わなくても済むと思うんですけ

ど、建物が劣化したり、改修が必要だというときには、市が補助とかで対応するのか、それとも自分たちのところだけで改修するのかというのは分かりますか。

○池谷功武総務課長 深田委員にお答えいたします。

公会堂建設の補助金というものがございまして、年によって、多い、少ないはあるんですが、それを1年ほど前ぐらいから言っていただければ、そちらの公会堂建設補助金を予算に計上をして、予算要求することになります。

以上でございます。

○松島和久委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第75号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第75号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。13時再開となります。

休憩（11：41～12：58）

○松島和久委員長 それでは、定刻よりちょっと早いですけれども、休憩前に引き続きまして総務文教常任委員会を再開いたします。

次に、焼津市立総合病院所管の議案の審査を行います。

初めに、議第62号「令和4年度焼津市立病院事業会計補正予算（第2号）案」を議題といたします。

補正予算書は8ページです。

それでは、議第62号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は発言をお願いいたします。

○須崎 章副委員長 まず、総則の第2条のところに年間の延べ患者数が9,640人と予想されているんですけど、この患者さんというのは、どのような患者さんに傾向があるんでしょうか。

○鈴木大紀事務部次長兼経理用度課長 どのような傾向ということのお話ですか。新型コロナウイルス感染症前はもっと患者数が非常に多かったんですね。やはりコロナ禍にありまして、皆さん、病院にいらっしゃるのを控えていらっしゃったのかと思われる。どこの病院もそうだと思うんですが。ですから、多少の診療科によって多寡はございますけれども、総じて新型コロナウイルス感染症前の患者数に戻りつつあるということだと

思います。

○須崎 章副委員長 分かりました。

○松島和久委員長 ほかにございますでしょうか。

○内田修司委員 今の関連ですけど、年間延べ患者数補正予算の数字が9,640人で、これが、13ページ、14ページのところの外来収益が増えている1億8,900万円という、これに該当するというのでいいわけですね。

○鈴木大紀事務部次長兼経理用度課長 10月末までの外来患者数が出ましたので、これが外来患者延べ患者数が前年よりも7,737人増えてございます。1日当たりに換算しますと54人、既に10月末で増えてございます。3月末の着地を考えたときに病院としてこの人数が増えるという形で外来収益アップを見込んでございます。

○内田修司委員 外来収益ということで、患者数が増えることによって、このぐらいの想定数ということですね。

それに対してでもないと思うんですけども、その下の支出のほうの材料費の中の薬品費9,900万円、ここは、単純に延べ患者数が増えたから薬品費が増えるということではなくて、要は、高い抗がん剤でしたっけ、そういったものを使っているから薬品費がかかると、そういうことでよろしいんですか。

○鈴木大紀事務部次長兼経理用度課長 内田委員のおっしゃるとおりでございまして、先ほど総売上のお話で患者数のお話もしたんですが、質の面で、増えた患者数の中には、C型肝炎ですとか、がんの方の抗がん剤、注射、そういう患者さんも増えていまして、増えますと売上げも増えるんですが、仕入れも、薬品の。ただ、ここの薬剤費の金額よりももちろんはるかに純利益が生む構造での補正予算としてございます。

○池谷和正委員 今、内田委員の14ページの薬品費の下の光熱水費のところですけど、電気、全般的に今値上がりしているということで、ガス料金という形で病院を運営していくには最低限必要なもので予算計上をされているのは分かるんですけど、今、当初の上程してから時間がたっているものもあるものですから、電気とガスで金額を分けて言っていたきたいのと、できれば今後、今もそうですけど、今の世界情勢も含めて、どこまで想定しながら次へ進んでいくかということも展望も兼ねてですけど、お聞きしたいです。

○鈴木大紀事務部次長兼経理用度課長 年度の途中でございまして、まずは電気料金でございまして。こちらの、例えば一番電気料がかかる夏、エアコンですとか、去年は994万円だったんですね、7月。今年と同じ月、1,557万円ということで、単月で560万円増えてございます。ほぼ毎月、季節によって多寡はございますが。なものですから、単純に500万円でも年間ですと6,000万円、12か月で。これがまず電気料金でございまして。

動力の関係で必要なガス料金でございまして、やはり同じ夏、8月でいきますと、去年がガス料金、単月で856万円でした。それが、今年の8月は1,313万円です。この月で456万円、ガスですね。やはり500万円弱というと、電気料よりは少し下がりますが、ほぼ5,000万円以上は。合わせますと、単純計算で年間1億1,000万円から2,000万円はどうしても昨今の原油価格と円安、その影響を非常に受けているのは事実でございまして。

以上です。

○池谷和正委員 申し訳ないですが、関連ですけど、例えば省エネって今、皆さん、世間

では言っているんですけど、例えば電気代を抑制するために装置をとか、何か次の展開につなげるような話とかというのは、具体的にはないんですよ。

- 鈴木大紀事務部次長兼経理用度課長 まず、電気もガスもそうなんですけれども、為替の関係もあるんですが、いわゆる販売業者というのは国の許可を受けている中部電力ですとか東京電力とか、基本料金がそもそも底辺の土台を上げてきているものですから、これは各個人の御家庭もそうですし、事業者でもそうでございます。私どもは、直接、中部電力から価格の安い委託業者、ミツウロコ株式会社さんですけども、いろんな見積り合わせですとか、それを選定しているんですけど、それでも業者さんのほうが悲鳴を上げて、上げさせてくださいということになっています。

委員のおっしゃる省エネの、それに見合った設備投資、なかなかそこまで新病院建設も控える中で、今の建物で、逆に過剰投資になってしまうかなと。

- 池谷和正委員 了解しました。

新病院の話も絡んできちゃうなとは思っていたんですけど、一般的には、太陽光パネルをつけてとか、簡単な発想で来る方が多いんですけど、なかなかそうもいかないというので、夏は夏で涼しくしなきゃいけないし、冬は冬で暖かくしなきゃならないというのと、病院に入る人に差をつけちゃいけないというんですか、あそこでお世話になる人たちは、みんな平等に同じ一定の管理された中で治療していただきたいという気持ちがあるんですけど、そういった中で、委員会の審議の中では、過剰投資じゃないですけど、そういう投資を今タイミング的に難しい時期であるかどうかというのをちょっと聞きたかったものですから、ちょっと角度が違う質疑になりましたけど、申し訳なかったですけど。できれば、これもなかなか難しいと思いますけど、できる範囲の予算としては上げてくるんですけど、実働、こういう努力もしていますよという動きの部分は、金額に合う、合わないじゃなくて、アクションとしては、病院側も言うべきだと思うものですから、すみませんけど、省エネというところに関しては、また動きを1ついただきたいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

- 寺田浩己事務部長 補足をさせていただきます。

電気に関しましては、室内の蛍光灯とか、その辺は既にLEDになっていまして、一応価格を抑えるような形になっています。

それで、実際、使用量についてですけど、金額は当然上がっているんですが、使用量につきましては、去年の同時期と比較しまして、使用量は下がっています。だけど、額が上がっているのが上がっているというような状況になっています。

それで、病院というのは、24時間、誰かしら院内の中に職員がいるものですから、今までは、こういう言い方がいいかどうか分からないですけど、医局なんかの電気はこうこうとついていたというようなことがありました。ただ、やはり部屋にもついていたりしていたことがあったものですから、その辺は9時に一遍消灯をして、それで、必要な人がつけて利用するというような方法に変えまして、病院も今、電気、ガスが上がって困っています。実際、自分たちも家庭電気料が上がっているのも分かっているものですから、そういうような形で、職員みんなが節電の意識を持って取り組んでいるということでございます。

以上、補足させてもらいます。

- 岡田光正委員 それでは、下のほうの資金的収入、資金的支出の、要は資産購入であれなんですけど、補助金の関係ですよね、これ。それで補正ということなんだけれども、規定の予定の補助金とはまた別な補助金をもらったんですか。
- 鈴木大紀事務部次長兼経理用度課長 今回の当初の予算の見込みでは立てておりませんでした。新たに下半期も新型コロナウイルス感染症関連の設備補助金の通達がありましたので、申請をして、既に交付決定を受けてございます。新たなニューマネーでございます。
- 岡田光正委員 具体的にはそれ、何するか、教えてください。
- 鈴木大紀事務部次長兼経理用度課長 新型コロナウイルス感染症対策のための医療機器でございます。例えばセントラルモニターですとか、超音波画像診断装置、エコーです。それと、レントゲンの一般撮影装置、あと、簡易陰圧装置といまして、ベッドのビニールの、赤ちゃんが昔、蚊に刺されないような、ああいうイメージです。それがベッドをくくるような。中は無菌な形で、そういう空調設備が整った装置でございます。
- 松島和久委員長 ほかにございますか。
- 深田ゆり子委員 14ページの修繕費、真ん中辺の病院事業費用の経費の3段目の修繕費が3,520万円ございます。これは、建物施設修繕ということで、エアコンの修繕という説明があったと思うんですけども、どこの病棟とか、部屋とか、あと、1か所なのか、数か所なのか、いつから壊れていて、この修繕に入ったのかという経過というものを教えてもらいたいと思います。
- 鈴木大紀事務部次長兼経理用度課長 まず、家庭用のエアコンと違いまして、大本になります、病院の。大本の機器が予備が1台ありまして、2台で動いております。そのうちの1台でございます。ですから、このエアコン設備がこのまま壊れたままですと、病院の事業運営が非常に難しくなってしまいます。この設備は、経過年数が39年でございます。病院が建ったときからのものです。業者さんからは、かなり古いものですからという、そういう指摘はあったことは事実でございます。決して放置していたわけではないんですが、やはりかなり大きい金額になりますので、都度、メンテナンス、修理、修理してきたんですけども、今回はやはりどうしても必要な根幹な設備ですので、新しくこちらのほうを設備導入させていただくと。本格的な修繕をさせていただくことです。

以上です。

- 深田ゆり子委員 大本なんですね。じゃ、今は予備で動かしているということなんですかね。予備1台があるということで。故障して。
- 鈴木大紀事務部次長兼経理用度課長 私の言い方が違いまして、今回修繕する分は、冷房専用の設備だそうです。ですから、今は使っていないものですから、それで。すみませんでした。
- 深田ゆり子委員 たしか何年か前に、私、入院させていただいたときに夏でした。やっぱりその晩も止まったんですね、冷房が。だから、患者さん、みんな暑くて暑くて、その一晩で、次の日は直ったものですから、その頃からエアコンは直してほしいという声は出ていたと思うんですよ。度々そうやって壊れてしまったので、ようやくここに来て

直すということでよかったと思いますけれども、じゃ、ほかには大丈夫ですね。エアコンだけですね。39年たっていて、新病院も建てなきゃいけないとなると、結局、新病院を建てるから、ほかのところはちょっと我慢してというような、そういうのが出ちゃうと、患者さんと働く先生と看護師さんと技師さんたちが大変な目に遭うものですから、その辺のことを確認したいと思います。

- 寺田浩己事務部長 大丈夫かということなのですが、正直申しまして、39年たった建物です。ですので、ところどころで不具合が出ております。今までは新病院というのがありましたので、大規模なメンテナンスとか、その辺はしていなかったわけなんですけど、ただ、新病院まで最低でも7年、8年、9年とかかりますので、その間、壊れては困るということで、計画的な修繕ということで修繕計画を立てまして、今、業者のほうから、これは直さないといらいことになってしまいますよというようなものにつきましても、来年度から、今年度も緊急修繕という形でやりましたけど、来年度からは、年度ごとに計画的に修繕して、必要最低限な修繕を行うということにしております。ですので、39年、40年たちますと、どうしても家庭でもそうですけど、エアコンが壊れたりとか、さびてしまって、配管を換えるとかというようなことで、今、非常に苦労しているというような状況でございます。

以上です。

- 深田ゆり子委員 了解、分かりました。

- 松島和久委員長 ほかにございますか。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 松島和久委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第62号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第62号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書の51ページ、参考資料は78ページです。

それでは、議第73号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

- 深田ゆり子委員 議第73号は、病院管理者の期末手当をアップするというので、金額は8万円ということでよろしいでしょうか。端数とかありますか。

- 鈴木 彰病院総務課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

増額分ということで、8万1,420円ということでございます。

以上でございます。

- 深田ゆり子委員 これは、副市長と同じ金額ですか。

- 寺田浩己事務部長 金額的には、副市長と同じ金額ということになります。
- 松島和久委員長 よろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。  
討論はありませんか。
- 深田ゆり子委員 今回、人事院勧告の関係で、期末手当の管理者の引上げだと思います。これは、午前中にも特別職と議員のほうは、今、人事院勧告で引き上げてということで提案されていますけれども、焼津市の状況といえば、台風で大変被害に遭った方々が多いという、そういう中でこういう役職が上がるということは市民から見ているかなものかなというふうにも、そういうふうに思いますので、反対をさせていただきます。
- 松島和久委員長 よろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 松島和久委員長 討論を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
議第73号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)
- 松島和久委員長 挙手多数であります。よって、議第73号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議第74号「焼津市医学生修学資金貸付条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
議案書52ページ、参考資料は80ページです。  
それでは、議第74号に対する質疑に入ります。  
質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 深田ゆり子委員 今回の第6条のように、第2項ですね。二十歳以上の者を成年者に改めるということで、この成年者というのは18歳以上ということですよね。これまでの医学生の修学資金は、18歳から借りたいよという人はいたんでしょうか。でも年齢制限で。連帯保証人が18歳でもいいということですか。  
だから、18歳の人が連帯保証人でもいいということ。二十歳以上の人を。18歳の人が連帯保証人に今までなっているケースというのはあるんですか。
- 鈴木 彰病院総務課長 今まで18歳の年齢、今回、改正になりますので、18歳の方は今まではいらっしやらなかったと思います。ただ、21歳、22歳、お金を借りられる看護学生のお兄さんがもう就職をしまして、家庭と会計を別にしていけば連帯保証人になり得るということは今まではありました。
- 深田ゆり子委員 二十歳ぐらいですよ、お兄さんだつて。
- 鈴木 彰病院総務課長 そうです。
- 松島和久委員長 ほかにございますか。よろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。  
討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第74号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第74号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

これで、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会 (13:26)